

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第33号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表2（第3条、第4条関係）					別表2（第3条、第4条関係）				
出先機関共通決裁事項					出先機関共通決裁事項				
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等				所長等	課長等
1 一般関係事務	(1)～(10) 略				1 一般関係事務	(1)～(10) 略			
	(11) <u>文書館において保存する特定歴史公文書等の利用について意見を述べる</u> こと。	○	○						
	(12)～(23) 略					(11)～(22) 略			
備考					備考				
1 庁舎管理規則の適用がある出先機関については、(12)、(13)及び(15)の事項は適用しない。					1 庁舎管理規則の適用がある出先機関については、(11)、(12)及び(14)の事項は適用しない。				
2 支所の長（農業試験場府中果樹研究所長、農業試験場小豆オリーブ研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）には、(4)から(9)まで、(11)及び(13)の事項のみを委任する。					2 支所の長（農業試験場府中果樹研究所長、農業試験場小豆オリーブ研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）には、(4)から(9)まで及び(12)の事項のみを委任する。				
3 子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長には、(4)から(9)まで、(11)及び(14)の事項のみを委任する。					3 子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長には、(4)から(9)まで及び(13)の事項のみを委任する。				
4 産業技術センター発酵食品研究所長には、(4)から(15)まで及び(20)の事項のみを委任する。					4 産業技術センター発酵食品研究所長には、(4)から(14)まで及び(19)の事項のみを委任する。				
5 小豆総合事務所農業改良普及課長及び小豆総合事務所家畜保健衛生室長は、小豆総合事務所長に委任された(4)から(9)まで、(11)及び(13)の事項を、常時、所長に代わって決裁するものとする。					5 小豆総合事務所農業改良普及課長及び小豆総合事務所家畜保健衛生室長は、小豆総合事務所長に委任された(4)から(9)まで及び(12)の事項を、常時、所長に代わって決裁するものとする。				
2・3 略					2・3 略				
4 建設工事執行 関係事務	(1)～(9) 略				4 建設工事執行 関係事務	(1)～(9) 略			
	備考					備考			
1・2 略					1・2 略				
3 小豆総合事務所の用地管理課（土木部の所掌する事業の施行に係るものに限る。）、道路課及び河川港湾課の事務に関し所長を補佐する次長（以下「土木担当次長」という。）は、小豆総合事務所長に委任された(1)（1件3,000万円未満の工事に限る。）及び(3)から(9)までの事項を、常時、所長に代わって決裁するものとする。					3 小豆総合事務所の用地管理課（土木部の所掌する事業の施行に係るものに限る。）、道路課、河川港湾課及び開発課の事務に関し所長を補佐する次長（以下「土木担当次長」という。）は、小豆総合事務所長に委任された(1)（1件3,000万円未満の工事に限る。）及び(3)から(9)までの事項を、常時、所長に代わって決裁するものとする。				
5・6 略					5・6 略				

7 財務関係事務	(1)～(18) 略		
	(19) 1件の評価額が100万円未満の公有財産（道路の区域内に所在する土地に限る。）の寄附又は贈与を受けること（負担付きの場合を除く。）。		○
	(20) 略		
	(21) 行政財産の使用許可期間を更新すること（(20)の許可に係るものに限る。）。	略	
	(22) 行政財産の使用許可事項の変更を承認すること（(20)の許可に係るものに限る。）。		
	(23) 行政財産の使用料を減免すること（(20)の許可に係るものに限る。）。		
	(24) 略		
	(25) 公有財産の貸付期間を更新すること（(24)の貸付に係るものに限る。）。	略	
	(26) 公有財産の貸付事項の変更を承認すること（(24)の貸付に係るものに限る。）。		
	備考 1 所の場合に限る。ただし、(7)の事項については所以外の出先機関の長に、(5)及び(7)の事項については次に掲げる研究所、センター及び支所の長に、(19)の事項については小豆総合事務所長及び土木事務所長について適用する。 (1)～(5) 略 2・3 略		

7 財務関係事務	(1)～(18) 略		
	(19) 略		
	(20) 行政財産の使用許可期間を更新すること（(19)の許可に係るものに限る。）。	略	
	(21) 行政財産の使用許可事項の変更を承認すること（(19)の許可に係るものに限る。）。		
	(22) 行政財産の使用料を減免すること（(19)の許可に係るものに限る。）。		
	(23) 略		
	(24) 公有財産の貸付期間を更新すること（(23)の貸付に係るものに限る。）。	略	
	(25) 公有財産の貸付事項の変更を承認すること（(23)の貸付に係るものに限る。）。		
	備考 1 所の場合に限る。ただし、(7)の事項については所以外の出先機関の長に、(5)及び(7)の事項については次に掲げる研究所、センター及び支所の長について適用する。 (1)～(5) 略 2・3 略		

別表3（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課～保健福祉課 略						
土地改良課	1 一般関係事務	(1)・(2) 略	略			
		(3) 県営土地改良事業の施行に伴う河川区域、河川保全区域又は河川予定地における工事等の承認願をし、又は許可を申請すること。（河川法20条、23条、24条、25条、26条1項、27条1項、28条、55条1項、57条1項）				
2～4 略						
用地管理課	1～17 略					
	18 建築物の耐震改修の	(1) 建築物の耐震改修の計画を認定し、又はその計画の変更を	略			

別表3（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課～保健福祉課 略						
土地改良課	1 一般関係事務	(1)・(2) 略	略			
		(3) 県営土地改良事業の施行に伴う河川区域、河川保全区域又は河川予定地における工事等の承認願をし、又は許可を申請すること。（河川法20条、23条から25条まで、26条1項、27条1項、28条、55条1項、57条1項）				
2～4 略						
用地管理課	1～17 略					
	18 建築物の耐震改修の	(1) 建築物の耐震改修の計画を認定し、又はその計画の変更を	略			

促進に関する法律関係 事務 法…建築物の耐震改修の促進に関する法律	認定すること。(法17条3項、18条2項)			
	(2) 計画認定建築物の耐震改修状況について報告を求めること。(法19条)	○		
	(3) 建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定をすること。(法22条2項)	○		
	(4) 区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定をすること。(法25条2項)	○		
19 略				
20 エネルギーの使用の合理化等に関する法律関係事務 法…エネルギーの使用の合理化等に関する法律	略			
21～23 略				

促進に関する法律関係 事務 法…建築物の耐震改修の促進に関する法律	認定すること。(法8条3項、9条1項)			
19 略				
20 エネルギーの使用の合理化に関する法律関係事務 法…エネルギーの使用の合理化に関する法律	略			
21～23 略				

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～3 略

4 文書館

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 公文書等の管理に関する条例 関係事務 法…香川県公文書等の管理に関する条例 規…香川県特定歴史公文書等の利用等	(1) 寄贈され、又は寄託された文書を特定歴史公文書等として指定し、その名称を公表すること。(条2条4項3号、規3条)		○	

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～3 略

4 文書館

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等

に関する規則			
2 略			

5～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～6 略				
7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係事務 法…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	(1) 精神障害者又はその疑いのある者を知った者から精神保健指定医の診察及び必要な保護についての申請を受けること。(法22条1項)(東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。以下この関係事務において同じ。)	略		
	(2) 自傷他害のおそれのある精神障害者について警察官からの通報を受けること。(法23条)			
	(3)～(13) 略			
8～30 略				

11～13 略

14 精神保健福祉センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係事務 法…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 政…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	(1)・(2) 略	略		
	(3) 精神科病院に入院中の者又はその家族等から退院等の請求を受けること。(法38条の4)			
	(4)～(6) 略			
2 略				

15～27 略

1 略			
-----	--	--	--

5～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～6 略				
7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係事務 法…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	(1) 精神障害者又はその疑いのある者を知った者から精神保健指定医の診察及び必要な保護についての申請を受けること。(法23条1項)(東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。以下この関係事務において同じ。)	略		
	(2) 自傷他害のおそれのある精神障害者について警察官からの通報を受けること。(法24条)			
	(3)～(13) 略			
8～30 略				

11～13 略

14 精神保健福祉センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係事務 法…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 政…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	(1)・(2) 略	略		
	(3) 精神科病院に入院中の者又はその保護者から退院等の請求を受けること。(法38条の4)			
	(4)～(6) 略			
2 略				

15～27 略

28 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 一般関係事務	(1)～(4) 略	略		
	(5) 県営土地改良事業の施行に伴う河川区域、河川保全区域又は河川予定地における工事等の承認願をし、又は許可を申請すること。(河川法20条、23条、24条、25条、26条1項、27条1項、28条、55条1項、57条1項)			
	(6)～(10) 略			
2～6 略				

29 略

30 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～21 略				
22 建築物の耐震改修の促進に関する法律関係事務(高松土木事務所管内を除く。) 法…建築物の耐震改修の促進に関する法律	(1) 建築物の耐震改修の計画を認定し、又はその計画の変更を認定すること。(法17条3項、18条2項)	略		
	(2) 計画認定建築物の耐震改修の状況について報告を求めること。(法19条)		○	
	(3) 建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定をすること。(法22条2項)		○	
	(4) 区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定をすること。(法25条2項)		○	
23 略				
24 エネルギーの使用の合理化等に関する法律関係事務(高松土木事務所管内を除く。) 法…エネルギーの使用の合理化等に関する法律	略			
25・26 略				

28 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 一般関係事務	(1)～(4) 略	略		
	(5) 県営土地改良事業の施行に伴う河川区域、河川保全区域又は河川予定地における工事等の承認願をし、又は許可を申請すること。(河川法20条、23条から25条まで、26条1項、27条1項、28条、55条1項、57条1項)			
	(6)～(10) 略			
2～6 略				

29 略

30 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～21 略				
22 建築物の耐震改修の促進に関する法律関係事務(高松土木事務所管内を除く。) 法…建築物の耐震改修の促進に関する法律	(1) 建築物の耐震改修の計画を認定し、又はその計画の変更を認定すること。(法8条3項、9条1項)	略		
23 略				
24 エネルギーの使用の合理化に関する法律関係事務(高松土木事務所管内を除く。) 法…エネルギーの使用の合理化に関する法律	略			
25・26 略				

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。